

電気通信工事業における送配電線等を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
4	11～ 12	作業終了後、時間が早いので支店で材料整理をしようと移動中に、カメラの無いことに気付いた。首から下げていたカメラを柱上作業中邪魔になり、電柱上にぶら下げたことを思い出し、取りに戻った。2m程度昇柱したところで立木の枝が邪魔になり、左手で振り払ったところ、支持していた右手が滑り、仰向けに頭から落ちた。	55	30 ～ 49
5	11～ 12	テレビ共聴システムの大規模改修工事において、既設ケーブルの撤去作業中、既設木柱に昇柱してケーブルの切断時に木柱が倒壊し、木柱と共に田んぼに倒れ、胸を強打した。	39	30 ～ 49
12	11～12	電力柱でCATVケーブルの引き込み工事の際、電柱への昇柱時、右手は電柱足場ボルトに、左手はCATVケーブルの吊線に触れたとき、足場ボルトケーブル吊線から手が離れ、6m下の道路へ落下し、腰と頭を強打した。落下時、低圧引き込み線ケーブル充電部が右手のあった足場ボルトに触れていたため、感電によるショックで手が離れ、落下したと予想される。なお、電柱への昇柱時には安全帯・補助安全帯の使用はなく、作業時に安全帯を使用する予定であった。	42	50 ～ 99

出典： https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html